

相談に乗るだけでお金がもらえる!?

<今回の相談事例>

携帯電話に「悩みがあり、相談に乗ってくれたら御礼に5万円払う」と知らない人からメールが届き、「やり取りをするために、この無料サイトに登録してほしい」と書いてあったので、表示されていたサイトに登録した。しかし、相手とやり取りするためにはポイントが必要とのことで、指定された口座に2万円振り込んだ。その後、サイトを開いてみたが、パスワードがかかっており、解除費用が必要とのことで、5万円振り込んだ。パスワードのメールが届き入力したが、今度はパスワードが違うと表示され、パスワード再発行料5万円を振り込むよう指示があった。いつまでたっても相手とやり取りができない。（70代女性）

【アドバイス】

●「お金をあげる」はウソです！

「お金を払うから相談に乗ってほしい」「相続する人がいないから遺産をあげたい」などといったメールから出会い系サイトに誘導させ、ポイントが必要などと巧妙な言葉で信じさせて、次々に代金を払わせる被害が高齢者からも寄せられています。「お金をくれる」はウソです。メールやインターネット上の見知らぬ相手を簡単に信用してはいけません。

●お金を取り戻すことは困難です。

メールの相手が出会い系サイトの「サクラ」であることも考えられますが、相手が「サクラ」だということを証明することは難しく、一度お金を払ってしまうと、取り戻すことは困難です。

●「おかしいな」と思ったら、すぐに消費生活センターに相談してください！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188いやや! (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん